

三鷹市スポーツ協会事業補助金交付金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市体スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が行う市民を対象とした事業に対し、補助金を交付することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) スポーツ協会加盟の各団体が行う市内各種大会
- (2) 国や都が行う各種大会等への市民代表選手の派遣
- (3) スポーツ協会が主催する各種スポーツ大会等
- (4) スポーツ協会の運営に要する人件費の助成

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げた事業補助に対応する費用で、市長が相当と認める額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは（以下「申請者」という。）は、スポーツ協会補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、スポーツ協会補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。交付しないことに決定したときも、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定にあたって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求および受領)

第6条 補助金の交付の決定通知を受けた者は、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助金の請求および受領手続きについては、三鷹市会計事務規則（昭和39年6月三鷹市規則第13号）の定めるところによる。

(補助金に関する調査等)

第7条 市長は、補助金に関し必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、または文書を提出させることができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取り消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の全部または一部を使用しなかったとき。
 - (4) 前3号のほか、補助金の交付の条件またはこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金対象事業の当該取り消しに係る分部に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任等)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、三鷹市補助金交付規則（昭和57年11月三鷹市規則第53号）の定めるところによることとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。